

特定非営利活動法人 MERI J a p a n	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

定 款

特定非営利活動法人 MERI J a p a n

特定非営利活動法人 MERI Japan	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

変更改訂リスト

版数	変更改訂年月日	改訂・変更の理由及び内容	承認	担当
Draft1版	2005年11月17日	Draft 初版発行	蜂谷裕道	有江啓泰
Draft2版	2006年6月1日	検討結果による。変更内容は赤字部分	蜂谷裕道	有江啓泰
Draft3版	2006年8月3日	検討結果による。変更内容は赤字部分	蜂谷裕道	有江啓泰
Draft4版	2006年8月24日	検討結果による。変更内容は赤字部分	蜂谷裕道	有江啓泰
Draft5版	2006年9月4日	定款例(内閣府作成)を参照して見直した結果による。変更内容は赤字部分	蜂谷裕道	有江啓泰
Draft6版	2006年9月25日	設立総会において検討した結果による。変更内容は赤字部分	蜂谷裕道	有江啓泰
Draft7版	2006年10月6日	事前相談における指導による。内容は赤字部分	蜂谷裕道	有江啓泰
第1版	2006年10月26日	初版発行	蜂谷裕道	有江啓泰
第2版	2007年10月12日	検討結果による。変更内容は赤字部分	蜂谷裕道	有江啓泰
第3版	2013年1月4日	特定非営利活動促進法の改正に係る届出による。変更内容は赤字部分	糸満盛憲	大口寛
第4版	2013年4月17日	特定非営利活動促進法の改正に係る認証申請による。変更内容は赤字部分	糸満盛憲	大口寛
第5版	2014年5月30日	資産総額の変更登記に係る届出による。変更内容は赤字部分	糸満盛憲	大口寛
第6版	2014年10月15日	役員の変更登記に係る認証申請による。変更内容は赤字部分	糸満盛憲	大口寛
第7版	2016年9月12日	事業の追加及び正会員入会手続き変更に係る認証申請による。変更内容は赤字部分	清水克時	大口寛
第8版	2017年6月3日	特定非営利活動促進法の改正に係る届出による。変更内容は赤字部分	清水克時	大口寛

特定非営利活動法人 MERI Japan	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

目次

第1章 総則		議決	・ ・ ・ ・ 10
名称	・ ・ ・ ・ 5	表決権等	・ ・ ・ ・ 10
事務所	・ ・ ・ ・ 5	議事録	・ ・ ・ ・ 10
第2章 目的及び事業		第7章 運営組織	
目的	・ ・ ・ ・ 5	委員会及び部会等	・ ・ ・ ・ 10
特定非営利活動の種類	・ ・ ・ ・ 5	事務局	・ ・ ・ ・ 10
事業	・ ・ ・ ・ 5	第8章 資産及び会計	
第3章 会員		資産の構成	・ ・ ・ ・ 10
種別	・ ・ ・ ・ 6	資産の区分	・ ・ ・ ・ 11
入会	・ ・ ・ ・ 6	資産の管理	・ ・ ・ ・ 11
入会金及び会費	・ ・ ・ ・ 6	経費の弁償	・ ・ ・ ・ 11
会員の資格の喪失	・ ・ ・ ・ 6	会計の原則	・ ・ ・ ・ 11
退会	・ ・ ・ ・ 6	会計の区分	・ ・ ・ ・ 11
除名	・ ・ ・ ・ 6	事業計画及び予算	・ ・ ・ ・ 11
拋出金品の不返還	・ ・ ・ ・ 6	暫定予算	・ ・ ・ ・ 11
第4章 役員及び職員		予備費の設定及び使用	・ ・ ・ ・ 11
種別及び定数	・ ・ ・ ・ 6	予算の追加及び更正	・ ・ ・ ・ 11
選任等	・ ・ ・ ・ 7	事業報告及び決算	・ ・ ・ ・ 11
職務	・ ・ ・ ・ 7	事業年度	・ ・ ・ ・ 11
任期等	・ ・ ・ ・ 7	臨機の措置	・ ・ ・ ・ 12
欠員補充	・ ・ ・ ・ 7	第9章 定款の変更、解散及び合併	
解任	・ ・ ・ ・ 7	定款の変更	・ ・ ・ ・ 12
報酬等	・ ・ ・ ・ 7	解散	・ ・ ・ ・ 12
顧問及び参与	・ ・ ・ ・ 8	残余財産の帰属	・ ・ ・ ・ 12
職員	・ ・ ・ ・ 8	合併	・ ・ ・ ・ 12
第5章 総会		第10章 公告の方法	
種類	・ ・ ・ ・ 8	公告の方法	・ ・ ・ ・ 12
構成	・ ・ ・ ・ 8	第11章 雑則	
権能	・ ・ ・ ・ 8	細則	・ ・ ・ ・ 12
開催	・ ・ ・ ・ 8	附則	・ ・ ・ ・ 12
招集	・ ・ ・ ・ 8	(定款の施行日)	
議長	・ ・ ・ ・ 8	(設立当初の役員)	
定足数	・ ・ ・ ・ 8	(設立当初の役員任期)	
議決	・ ・ ・ ・ 9	(設立当初の事業計画及び収支予算)	
表決権等	・ ・ ・ ・ 9	(設立当初の事業年度)	
議事録	・ ・ ・ ・ 9	(設立当初の入会金及び会費)	
第6章 理事会		(定款の施行日、適用日)	
構成	・ ・ ・ ・ 9	(定款の認証日)	
権能	・ ・ ・ ・ 9	(定款の施行日、適用日)	
開催	・ ・ ・ ・ 9	(定款の認証日)	
招集	・ ・ ・ ・ 9		
議長	・ ・ ・ ・ 10		
定足数	・ ・ ・ ・ 10		

特定非営利活動法人 MERI J a p a n	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

別表 14
(設立当初の役員)

特定非営利活動法人 MERI Japan	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

特定非営利活動法人 MERI Japan 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 MERI Japan (メリ ジャパン) と称し、登記上は特定非営利活動法人メリジャパンと表記する。以下「本会」という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市中千種区末盛通2丁目4番地 はちや整形外科病院内に置く。必要に応じて支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、本会の趣旨に賛同する者の協力により、質の高い医療を日本国内に安全に普及させるために以下の活動を行い、もって医療及び医療消費者保護等の公益の増進に寄与することを目的とする。

- (1) 最新の医療に関する情報などを医療消費者に提供し、望ましい医療・安全で安心な医療について考える機会を同時に提供する。
- (2) 献体を使用してのサージカルトレーニングを行うことの出来る枠組み及び施設の実現を目指す。
- (3) 献体を使用しての医療技術及び機器の研究・開発・検証を行うことの出来る枠組み及び施設の実現を目指す。
- (4) その他、医療におけるさまざまな問題点について、社会への具体的な提案を行い、質の高い安全な医療の発展に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、医療技術に関連して、次の活動に積極的に貢献する。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 最新の医療及び医療技術などに関する情報を医療消費者へ提供する機会として、不特定多数の市民を対象とした公開講座又はシンポジウム等の企画・開催
 - ② 医療従事者を対象とした医療技術トレーニングの企画・運営
 - ③ 海外又は国内での手術見学等を希望する医療従事者への情報提供および支援
 - ④ 学会が主催するセミナーまたはトレーニング等の委託業務
 - ⑤ 学会の事務業務に係る委託業務
 - ⑥ 「医療技術トレーニングセンター」の開設及び建設のための準備及び活動
 - ⑦ その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 書籍及び小冊子等の出版

2 前項第2号に掲げる事業を行う場合は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業にあてるものとする。

特定非営利活動法人 MERI Japan	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

第3章 会員

(種別)

- 第6条 本会の会員は正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、法という。)上の社員とする。
- 2 正会員は、本会の目的に賛同して入会し、本会の運営に係る個人及び法人とする。
 - 3 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会し、本会の活動に協力する個人及び法人とする。

(入会)

- 第7条 本会に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。
- 2 理事長は、前項の入会申込者が第6条第2項の条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
 - 4 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。但し、入会については特に条件を定めない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき。
 - (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (3) 本人が死亡又は失踪宣言を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 本会が解散したとき。

(退会)

- 第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき。
 - (2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき。
 - (3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上 20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事の中から理事長1名を定めるものとする。

特定非営利活動法人 MERI Japan	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 2 理事長 1 名は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 役員は、法第 20 条に適合し、その構成は、法第 21 条に適合しなければならない。
 - 5 役員に変更があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
 - 6 役員に変更があるときは、登記の事由が発生したとき(当該役員が就任を承諾した日)から、2 週間以内に所管する法務局に登記しなければならない。
 - 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、本会の業務を総理する。
- 2 理事は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現在の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、前 2 項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するとき、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 役員報酬及び費用の弁償に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

特定非営利活動法人 MERI J a p a n	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

(顧問及び参与)

- 第20条 本会に、法律上の役員以外に顧問及び参与若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(職員)

- 第21条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第22条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款及び施行細則の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第55条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) 前各号のほか、理事会より付議された事項

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第27条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

特定非営利活動法人 MER I J a p a n	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は理事長を代理人として表決を、書面をもって委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第56条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

特定非営利活動法人 MERI J a p a n	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は理事長を代理人として表決を、書面をもって委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数及びその旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第7章 運営組織

(委員及び部会等)

第41条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第42条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、総会の議決を経て、別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

特定非営利活動法人 MERIJAPAN	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

第43条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

2 特定非営利活動促進法の改正により、削除。

(資産の区分)

第44条 特定非営利活動促進法の改正により、削除。

(資産の管理)

第45条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により別に定める。

(経費の弁償)

第46条 本会の経費は、資産をもって弁償する。

(会計の原則)

第47条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第48条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第49条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第51条 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第52条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第53条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第54条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

特定非営利活動法人 MERI J a p a n	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

(臨機の措置)

第55条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第56条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

2 軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第57条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会を解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第59条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第61条 この定款の施行についての必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、本会の成立の日から施行する。

特定非営利活動法人 MERI J a p a n	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

2. 本会の設立当初の役員は、別表に掲げる者とする。
3. 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年6月30日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. 本会の設立当初の事業年度は、第54条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
6. 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1 入会金	なし	
2 正会員（個人）	会費年額	5,000 円
3 賛助会員（個人）	会費年額	3,000 円
4 賛助会員（法人）	会費年額	10,000 円

附則 この定款は、平成25年1月4日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成25年4月17日）から施行する。

附則 この定款は、平成26年6月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成26年10月15日）から施行する。

附則 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成28年8月30日）から施行する。

附則 この定款は、平成29年6月3日から施行する。

特定非営利活動法人 MERI Japan	定款	発行日： 2017年6月3日
		改訂版： 第8版

別表 設立当初の役員

役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	蜂谷裕道 (はちや整形外科病院、院長)	理事	土屋雅彦 (NPOひだまりねっと、理事長)
理事	石黒直樹 (名古屋大学医学部、整形外科教授)	同	出沢 明 (帝京大学溝口病院、整形外科教授)
同	糸満盛憲 (北里大学医学部、整形外科教授)	同	平川和男 (湘南鎌倉人工関節センター、センター長)
同	小野寺良修 (小野寺歯科、院長)	同	水谷良亮 (中部電力㈱、常務取締役)
同	木村重夫 (日本デコラックス㈱、代表取締役社長)	同	山川達郎 (帝京大学溝口病院、外科教授)
同	佐藤公治 (名古屋第二赤十字病院、整形外科部長)	監事	久納幹史 (公認会計士、税理士)
同	清水克時 (岐阜大学医学部、整形外科教授)		